

## 愛知江南短期大学における研究活動の不正行為に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、愛知江南短期大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為に関する取り扱いについて必要な事項を定め、研究活動の公正性を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、研究活動における不正行為とは、本学の教員及び非常勤講師（以下「研究者」という。）が、故意に行った次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 

ねつ造	存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
盗用	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為
- (2) 本学の研究費、国・地方公共団体並びに独立行政法人等の公的機関から交付される研究費の私的流用、目的外使用等不適切な使用又は不正受給する行為
- (3) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証を妨害する行為
- (4) その他本学の研究者としての行動規範に著しく反する行為

### (相談・告発窓口)

第3条 研究活動における不正行為に関する相談及び通報並びに告発を受け付ける窓口を事務部総務課に設け、学内外に公表する。

- 2 相談及び告発等の担当者（以下「窓口担当者」という。）は総務課長とする。
- 3 窓口担当者は、告発を受け付けたときは、速やかに学長に報告をしなければならない。

### (告発等の取扱)

第4条 相談、通報並びに告発は、原則として不正行為の内容及び不正とする合理的理由を示した文書（ファックス、電子メール等を含む）、電話及び面談により受け付ける。

- 2 相談、通報並びに告発は、原則として実名により行うものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
  - (1) 不正行為を行ったとする研究者又は研究グループの名称
  - (2) 不正行為の態様その他事案の内容
  - (3) 研究上の不正行為の場合は、科学的合理的理由
- 3 相談、通報並びに告発を受け付けた窓口担当者は、第5条第4項に規定する研究活動不正行為対策委員会委員長に速やかに報告する。
- 4 第2項の規定に関わらず相談、通報並びに告発が匿名による場合、窓口担当者は、実名の事案に準じて取扱う。
- 5 不正行為の疑いが、学会や報道、インターネット上の掲載により指摘された場合は、匿名の告発があった場合に準じる。
- 6 相談、通報並びに告発を受け付けた窓口担当者は、告発内容や告発者の人権及び個人情報等を守るために、その秘密を保持しなければならない。

### (研究活動不正行為対策委員会)

第5条 本学に次の各号に掲げる事項を審議するため、研究活動不正行為対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- (1) 告発等をされた者（以下「被告発者」という。）に係る研究活動における不正行為についての本格的な調査（以下「本調査」という。）に関する事項
- (2) 研究活動における不正行為対策に関する事項
- (3) その他学長が必要と認めた事項

2 対策委員会は、次の委員をもって組織する。ただし、全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- (1) 学長
  - (2) 学科長
  - (3) 学長が指名する専任教員 1名
  - (4) 学長が推薦する本学に属さない外部有識者 4名
- 3 前項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 対策委員会の委員長は学長とする。
- 5 委員長は、対策委員会を招集し、議長となる。
- 6 対策委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 告発者及び被告発者は、対策委員会構成員について10日間以内に異議申立てをすることができる。

#### (予備調査委員会)

第6条 対策委員会は、被告発者に係る研究活動における不正行為について、予備的な調査（以下「予備調査」という。）を行うために、予備調査委員会を置く。

- 2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。
- (1) 対策委員会委員長
  - (2) 告発等を行った者（以下「告発者」という。）が所属する専攻の専攻長
  - (3) 対策委員会委員長が必要と認めた外部有識者 3名
- 3 予備調査委員会に主査を置き、対策委員会委員長をもって充てる。
- 4 主査は、予備審査委員会を招集し、議長となる。

#### (予備調査)

第7条 予備調査委員会主査は、速やかに予備調査を開始し、告発等の受付後、原則として30日以内に予備調査の概要、対策委員会による本調査の実施の有無について、対策委員会に報告しなければならない。

#### (本調査実施の決定)

第8条 対策委員会は、前条の規定による報告を受けた場合、速やかに本調査の実施の有無を決定しなければならない。

- 2 対策委員会は、本調査を実施することを決定した場合、原則として30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 3 対策委員会は、本調査を実施しないことを決定した場合、その理由を付して告発者に通知しなければならない。

#### (本調査の実施)

第9条 対策委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査の協力を求める。

- 2 対策委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ、支出に係る資料及び関係する資料の精査並びに関係者のヒヤリングにより調査を行う。
- 3 対策委員会は、前項により、次の各号に掲げる事項について調査し、その認定を行う。
  - (1) 不正の有無及び不正の内容
  - (2) 関与した者及びその関与の程度
  - (3) 不正使用の相当額等
- 4 対策委員会は、本調査において必要と判断したときは、調査対象者及び調査に寄与すると思料される者に対して、事情聴取を行うことができる。
- 5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、本調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を述べるなど誠実に協力しなければならない。

- 6 対策委員会は、本調査を実施する場合は、資金配分機関、文部科学省及び関係省庁に報告しなければならない。

#### (不正行為の認定)

第10条 対策委員会は、本調査開始後150日以内に次の各号に掲げる事案の調査結果をまとめなければならない。

- (1) 不正行為があったと認定した場合は、その内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定した研究に係る論文等の各著作当該論文等及び当該論文における役割
- (2) 不正行為が行われなかったと認定した場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであるか否かの判断

#### (調査結果の通知及び報告)

第11条 対策委員会委員長は、前条の規定により不正行為があったと認定した場合は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（不正行為に関与したと認定された者を含む）に文書で通知するとともに、資金配分機関、文部科学省及び関係省庁に報告しなければならない。

- 2 対策委員会委員長は、告発者が了承したときを除き、調査の関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう配慮する。
- 3 対策委員会委員長は、前条の規定により不正行為はなかったと認定した場合は、その旨を調査の関係者全員に通知するとともに、被告発者に不利益が発生しないための措置を講じ、資金配分機関、文部科学省及び関係省庁に報告しなければならない。

#### (不服申立て)

第12条 不正行為と認定された被告発者は、調査結果に異議がある場合は、その通知を受けた日から起算して30日以内に、窓口担当者を通じて学長に不服申立てをすることができる。

- 2 前項の規定は、告発が悪意に基づくものと認定された告発者の不服申立てにも準用する。
- 3 不服申立ての審査は、対策委員会が行う。

#### (再調査)

第13条 対策委員会は、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

- 2 対策委員会は、再審査の実施を決定した場合、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足りる資料の提出を求め、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求める。
- 3 対策委員会は、不服申立人からの協力が得られない場合は、再調査を行うことなく手続を終了することができる。
- 4 対策委員会は、再調査を開始した場合に、開始の日から起算して30日以内にその調査結果を覆すか否かを決定する。
- 5 対策委員会は、前条の規定により不服申立てがあった場合及び再調査の結果を、資金配分機関、文部科学省及び関係省庁に報告しなければならない。
- 6 対策委員会は、前条の規定により不服申し立てを却下した場合及び再調査を決定した場合は、資金配分機関、文部科学省及び関係省庁に報告しなければならない。

#### (調査結果の公表)

第14条 対策委員会は、不正行為が行われたとの認定があった場合又は悪意に基づく告発と認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項により公表する内容は、不正行為に関与した者（以下「被認定者」という。）の氏名・所属及び不正行為の内容並びに公表までに行った措置の内容、対策委員の氏名・所属、調査方法・手順等とする。
- 3 対策委員会は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、調査結果を公表しないことができる。
- 4 対策委員会は、悪意に基づく告発が行われたと認定された場合は、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、対策委員の氏名・所属、調査方法・手順等を公表する。

(不正行為等への処置)

第15条 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、被認定者に対し、ただちに当該不正行為に係る研究資金の使用中止を命じ、研究費等の返還を求める。

(他の配分機関への報告)

第16条 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正に関与した者が他の競争的資金等を受給していた場合は、再発防止策等を含む最終報告書を当該資金配分機関へも提出する。

(懲戒処分等)

第17条 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合又は悪意に基づく告発と認定された場合は、その内容を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、学校法人愛知江南学園就業規則その他の関係規程に基づき、適切な措置を講じるものとする。

3 学長は、前項により処分が課せられた場合は、当該事案に係る配分機関、文部科学省及び関係省庁に対して処分内容等を通知する。

(告発者及び被告発者の保護)

第18条 学長は、告発者及び被告発者氏名等並びに告発等の内容について、当該事案の調査結果を公表するまで、調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密保持を徹底しなければならない。

2 学長は、不正行為が判明しない限り、告発者及び被告発者にとって不利益になる報告を理事長に行ってはならない。

3 学長は、学術研究のあらゆる面において不正行為を許さない環境を醸成するとともに、研究者倫理を周知するために、教育・啓発活動に努めなければならない。

(事務)

第19条 この規程に関する事務は、総務課が担当する。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。